

大規模災害時における食料物資の供給に関する協定書

令和5年12月26日

鈴 鹿 市

東海罐詰株式会社

大規模災害時における食料物資の供給に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と東海罐詰株式会社（以下「東海罐詰」という。）は、次のとおり災害時における食料物資の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、市が東海罐詰に対して、食料物資の供給を要請する際に、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする大規模災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、次に掲げるものとする。

- （1）大規模地震災害
- （2）大規模風水害
- （3）前2号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害

（支援協力の内容）

第3条 市は東海罐詰に対し、次の事項について、支援協力を要請することができる。

- （1）だし飯缶（東海罐詰オリジナル製品）の供給
- （2）黒糖入り大納言ゆで小豆（同上）の供給
- （3）ゆで小豆の供給
- （4）前3号に掲げるもののほか、市及び東海罐詰双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたものの供給

（支援協力要請の手続）

第4条 前条の規定による市の要請は、出荷要請書（様式第1号）を使用するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第5条 第3条に規定する支援協力に係る物資（以下「物資」という）を受渡す場所は、市が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は東海罐詰又は東海罐詰の指定する者が行うものとする。ただし、東海罐詰又は東海罐詰の指定する者による運搬が困難な場合は、市又は市の指定する

者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

- 2 東海罐詰は市へ物資の受渡しを行い、業務を完了したときは、市に対し、報告書（様式第2号）により速やかに必要事項を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づき、東海罐詰が受諾した業務に要した費用の対価に関する負担者は、次のとおりとする。

なお、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

- （1） 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、市が負担するものとする。
- （2） 物資の輸送に係る価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、東海罐詰が負担するものとする。
- （3） 前2号に定めるもの以外は、双方協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定に基づく支援協力の実施について生じた損害は、その損害の発生が市の責めに帰すべき事由である場合は市が負担し、東海罐詰の責めに帰すべき事由である場合は東海罐詰が負担するものとする。その他の場合は、市及び東海罐詰が協議の上、双方の負担を決定するものとする。

（協力体制の構築）

第8条 本協定の運用を円滑に行うため、市及び東海罐詰は互いに担当者の連絡先を報告し、連絡体制の構築に努めるものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

- 2 防災意識の向上に努めるため、市及び東海罐詰は、双方が実施する防災訓練等へ可能な範囲で参加を求めることができるものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、市及び東海罐詰は平時から本協定の運用に関し必要な情報を相手方に提供し、災害に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、市又は東海罐詰から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた場合はその都度、市及び東海罐詰が協議の上で決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及び東海罐詰がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月26日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

愛知県愛西市大野山町三日月78番地
東海罐詰株式会社
代表取締役 古川 宏

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

出 荷 要 請 書

東海罐詰株式会社

代表取締役

様

鈴鹿市長

「大規模災害時における食料物資の供給に関する協定」第4条の規定により、
次の物資の供給を要請します。

依頼 番号	品名・規格	希望 数量	受渡し 予定場所	受渡し 予定日時

備考

問い合わせ先	_____ 課
	(災害対策本部 班)
電話：	FAX：

様式第2号（第5条第2項関係）

年 月 日

鈴鹿市長 様

東海罐詰株式会社
代表取締役

報告書

「大規模災害時における食料物資の供給に関する協定」 第5条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

市から要請された出荷要請の対応結果について

依頼 番号	品名・規格	提供 数量	受渡し 完了場所	受渡し 完了日時	備考

問い合わせ先 (担当者：)
電話： FAX：